

	質問・意見	回答
30	この説明会から約半年後の9月告示で高さ制限が加わるというのは、土地の活用、売買等を考える期間としては短すぎるのではないか。高層の建物を建てるとなると、手続き等の時間も考慮しなければならない。(小豆坂)	現段階では7月の都計審後約1ヵ月を周知期間として考えているが、不動産関係者からも同じように周知期間が短いという意見をいただいているため、周知期間を約2ヶ月にし、10月頃の告示の検討もしている。
31	小豆坂学区の中でも地区ごとに高さ制限が違うが、その理由を教えてほしい。(小豆坂)	用途地域を主体に高さの制限をかけている。住専系、住居系、商工業系と進むにつれて、建物の混在が可能になるため、高さの段差をつけた考えとしている。
32	10m制限のある1低に隣接して、带状に25mの制限があるのは違和感がある。(小豆坂)	248号線沿線の緩衝帯として1住が50m設けられている。今回は用途地域を主体に考えているため、25m制限となっている。
33	今回の修正案はほとんどの地域で緩衝帯の見直しをしているが、自然も保たれていて市が整備もしているこの地域の隣で25m制限はどうかなと思う。(小豆坂)	御意見として承る。
34	248号線の北側に制限は必要ない。高いものができれば弊害はあるが一利もない。(小豆坂)	高さ制限のない近隣商業地域の制限をそのまま住宅地へもっていってしまうのは影響が大きいと考えたため、25mの制限を入れた。用途地域の指定も同じように入っている。
35	図面上だけで考えて線を引くというのではなく、もう少し細やかに考えてほしい。(小豆坂)	1中高にできるだけ影響がないように考えていたが、先ほどの1低の隣接区域と同様、一度御意見として持ち帰らせていただく。
36	近商か住宅のどちらに主観を置くかの違いだと思うが、一律に50mの線を引かれると、住民としては高い建物を誘導しているように感じる。もっと住民視点の考え方をしてほしい。(小豆坂)	御意見として承る。
37	用途地域の区分けの線はどうやって決まったのか。(小豆坂)	区画整理などの面的整備や、過去のまちづくりの流れを引き継いで指定されている。

		る。
--	--	----